

大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る有識者委員会
(絶対高さ) (第2回)

次第

日時：平成25年8月28日(水)

場所：消費者生活センター第5集会室

1. 第1回有識者委員会について(報告事項)

1) 第1回有識者委員会 主な意見について(資料1-1)

2) 第1回有識者委員会における指摘事項についての報告(資料2)

- ・建築物の階数別フローの動向(2-1)
- ・区内の建築物の高さに関する紛争について(2-2)
- ・景観計画との連携について(2-3)
- ・適用地域の再検討について(2-4、2-5)

2. 絶対高さに関する指定基準等について(検討事項)

1) 制限すべき建築物の最高高さの検討について(資料3-1)

2) 絶対高さ制限における緩和規定の検討について(資料3-2)

3. その他

■配布資料

資料1：1-1)第1回有識者委員会 主な意見

資料2：2-1)建築物の階数別フローの動向
2-2)区内の高さに関する紛争について
2-3)景観計画との連携について
2-4)適用地域の再検討について

2-5)絶対高さ制限を定める高度地区適用検討図(変更地域)

資料3：3-1)制限すべき建築物の最高高さの検討
3-2)絶対高さ制限における緩和規定の検討

参考資料：1)除外する地域における高度地区を無指定とした経緯
2)工業地域の建物用途変遷資料
3)大田区企業立地促進基本計画の概要
4)第2回庁内検討委員会及び作業部会 意見要旨